

江 東 区 公 報

目 次

◎規 則

江東区児童育成手当条例施行規則の一部を 改正する規則(3)	2
江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関 する条例施行規則の一部を改正する規則(4) …	2
江東区住民基本台帳事務規則の一部を改正 する規則(5)	2

◎告 示

建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定に 基づく道路位置の変更について(4)	4
指定居宅介護支援事業所の廃止について(5) …	4
指定居宅介護支援事業所の廃止について(6) …	4
保管自転車の処分について（令和 5 年 1 2 月下期）(12)	5
区内地域密着型サービス事業所の指定につ いて(16)	5
特別区道路線の認定について(19)	5
特別区道路線の区域決定について(20)	7
特別区道路線の供用開始について(21)	9
第 1 回区議会臨時会の招集について(23)	11
保管自転車の処分について（令和 6 年 1 月 上期）(24)	11
指定納付受託者の登記住所変更について (37)	11
特定子ども・子育て支援施設等の確認の確 認について(41)	11

◎告 示（教）

江東区登録文化財の指定内容の変更につい て(1)	12
令和 6 年第 1 回江東区教育委員会定例会の 招集(2)	12

◎区 議 会

区議会議決事項	12
（令和 6 年第 1 回臨時会）	

規	則
---	---

江東区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 1 月 24 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 3 号

江東区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

江東区児童育成手当条例施行規則（昭和 46 年 10 月江東区規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中

「振込先口座」	申請者名義の普通口座のみ（インターネットバンクは不可）
	銀行 支店
	信用金庫
	信用組合 出張所

を

「振込先口座」	申請者名義の普通口座のみ *一部取扱 いがない金融機関があります。
	銀行 支店
	信用金庫
	信用組合 出張所
	☐ 公金受取口座を利用します。

に「子育て支援課」を「こども家庭支援課」に改める。

別記第 9 号様式中「子育て支援課」を「こども家庭支援課」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区児童育成手当条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 1 月 24 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 4 号

江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（平成元年 12 月江東区規則第 10

7 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条ただし書中「場合」の次に「及び児童が 18 歳に達した日の属する年度の末日を経過した場合（別表第 1 に定める程度の障害の状態にある児童にあっては 20 歳に達した場合）」を加える。

別表第 1 中「第 3 条」の次に「、第 22 条」を加える。

別記第 1 号様式中「子育て支援課」を「こども家庭支援課」に改める。

別記第 3 号様式及び別記第 3 号の 2 様式中「ときや、有効期間を経過した」を削る。

別記第 10 号様式及び別記第 11 号様式中「子育て支援課」を「こども家庭支援課」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

3 この規則の施行の際、旧規則別記第 3 号様式及び別記第 3 号の 2 様式による医療証で現に効力を有するものは、その有効期間に限り、この規則による改正後の江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則別記第 3 号様式及び別記第 3 号の 2 様式による医療証とみなす。

江東区住民基本台帳事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 1 月 26 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 5 号

江東区住民基本台帳事務規則の一部を改正する規則

江東区住民基本台帳事務規則（昭和 63 年 3 月江東区規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別記第 6 号様式を次のように改める。

別記第 6 号様式 (第 6 条関係)

住民異動届
江東区長 殿

(□申出書 □職権記載書)

届出日(今日の日付)
年 月 日

異動日(引越しの日)
年 月 日

届出人 □本人 □世帯員 □代理人(関係：)
(ふりがな)

氏 名

電話 ()

代理人の住所

新しい住所 郵便番号(〒 ー)

新世帯主 □届出人に同じ

今までの住所 郵便番号(〒 ー)
□転出証明書のとおりに

旧世帯主 □届出人に同じ □転出証明書のとおりに

異動する人全員の氏名 ※住民票コード及び個人番号は記入不要です。
(ふりがな)
氏名 □届出人に同じ (旧 氏・通 称)

1

住民票コード

個人番号

2

住民票コード

個人番号

3

住民票コード

個人番号

4

住民票コード

個人番号

生年月日・性別

年 月 日

男・女

年 月 日

男・女

年 月 日

男・女

年 月 日

男・女

外国人情報
□在留カード等のとおり

外国からの転入する場合
の日本における直近の住
所及び転出時期

(日本における直近の住所)

(転出時期)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区住民基本台帳事務規則の別記第 6 号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告

示

◎江東区告示第 4 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路について、下記のとおり指定の取消しをした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 9 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 取消しに係る道路の種類
法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路
- 2 取消しの年月日
令和 6 年 1 月 9 日
- 3 取消しに係る道路の位置
江東区東雲 1 丁目 3 番 2 の一部
- 4 取消しに係る道路の延長及び幅員
幅員 6.00m 延長 88.80m

◎江東区告示第 5 号

介護保険法第 82 条第 2 項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 85 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 6 年 1 月 10 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1370806737
- 2 事業所の名称及び所在地
チームケアキイ
東京都江東区亀戸 2 - 39 - 12 エムズ
イースト亀戸 301
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社きい
東京都江東区亀戸 2 - 39 - 12
代表取締役 佐久間 恵美子
- 4 廃止年月日
令和 5 年 12 月 31 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第 6 号

介護保険法第 82 条第 2 項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 85 条の規定に基づき、下記のとおり

り告示する。

令和6年1月10日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1370803015
- 2 事業所の名称及び所在地
介護支援センター スカイ江東
東京都江東区亀戸3-48-10
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
合同会社TMコミュニケーション
東京都江東区大島2-9-10 ノーブル
猿江恩賜公園WEST404
代表社員 日影 登茂子
- 4 廃止年月日
令和5年12月31日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第12号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和6年1月16日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第16号

介護保険法第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和6年1月18日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1390800694
- 2 事業所の名称及び所在地
レコードブック南砂
江東区北砂1-5-20 東陽町ダイヤモンドパレス
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者

株式会社wakabayashi

江東区亀戸7-9-14

代表取締役 若林 卓

- 4 指定年月日

令和6年1月1日

- 5 サービスの種類

地域密着型通所介護

◎江東区告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、下記の特別区道の路線を認定する。

なお、その関係図面は、令和6年1月18日から2週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和6年1月18日

江東区長 大久保 朋 果
記

整理 番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	江 6 3 2 号	江東区潮見二丁目2 番10先	なし
		江東区潮見二丁目2 番4先	

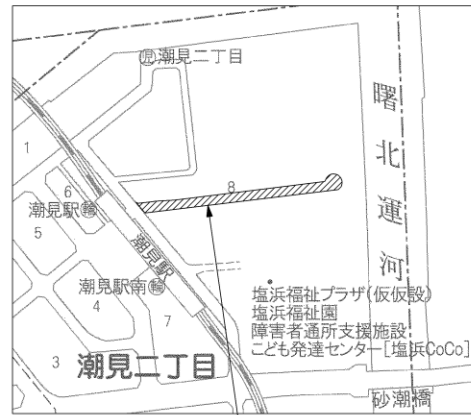
特別区道江632号認定及び区域決定略図

江東区潮見二丁目地内

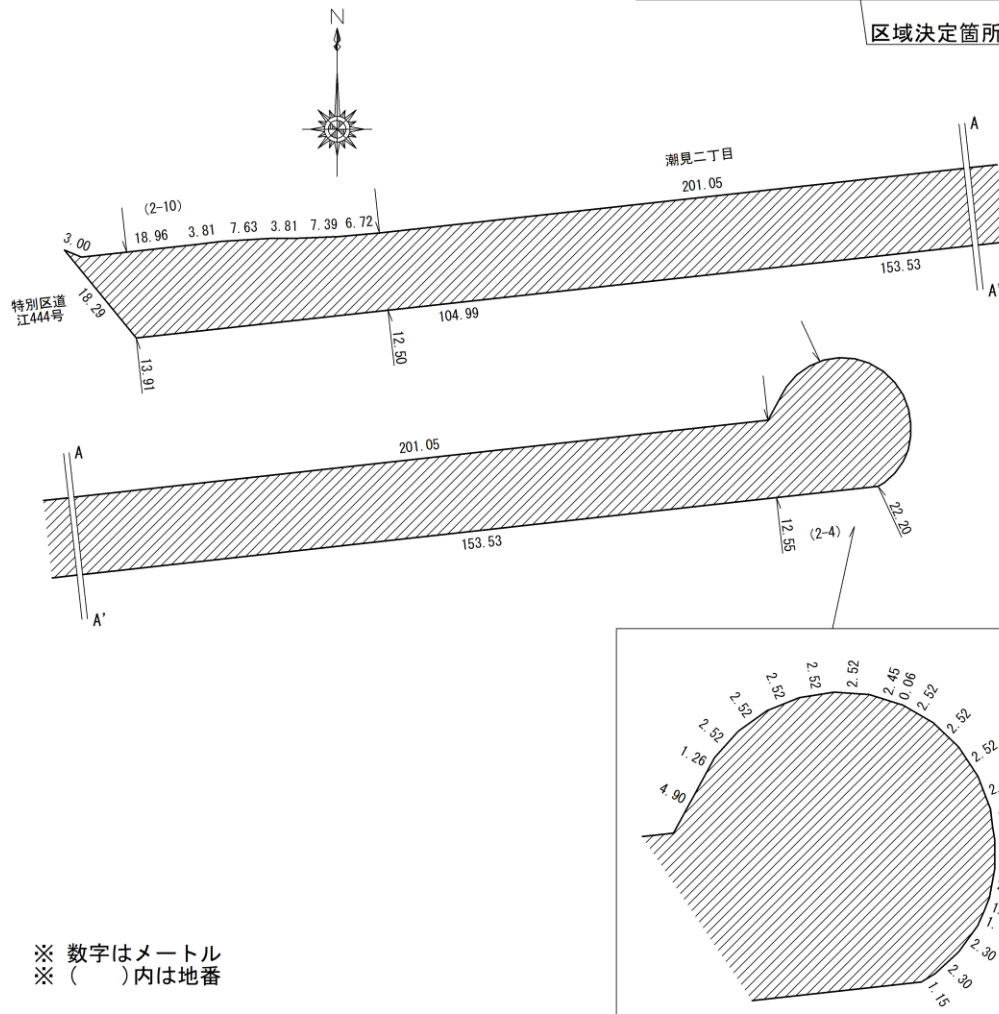


区域決定箇所

延 長 269.58メートル
 幅 員 12.50メートルから
 22.20メートル
 面 積 3549.26平方メートル



区域決定箇所



◎江東区告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道の区域を下記のように決定する。

なお、その関係図面は、令和6年1月18日から2週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和6年1月18日

江東区長 大久保 朋 果

記

整理 番号	路線名	起 点	敷地の 幅員 (m)	延長 (m)
		終 点		
1	江 6 3 2 号	江東区潮見二丁目2番10先	12.50～22.20	269.58
		江東区潮見二丁目2番4先		

◎江東区告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、下記の特別区道の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和6年1月18日から2週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和6年1月18日

江東区長 大久保 朋 果

記

整理 番号	路線名	供用開始の区間	備考
1	江63 2号	江東区潮見二丁目2 番10先から 江東区潮見二丁目2 番4先まで	なし

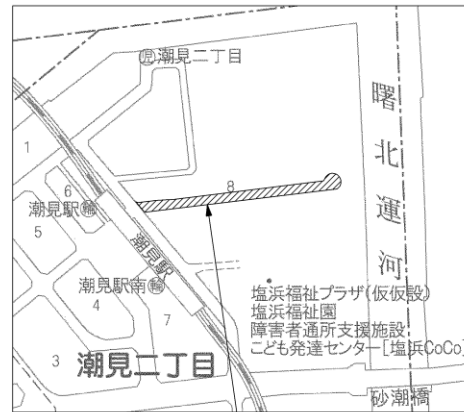
特別区道江 6 3 2 号供用開始略図

江東区潮見二丁目地内

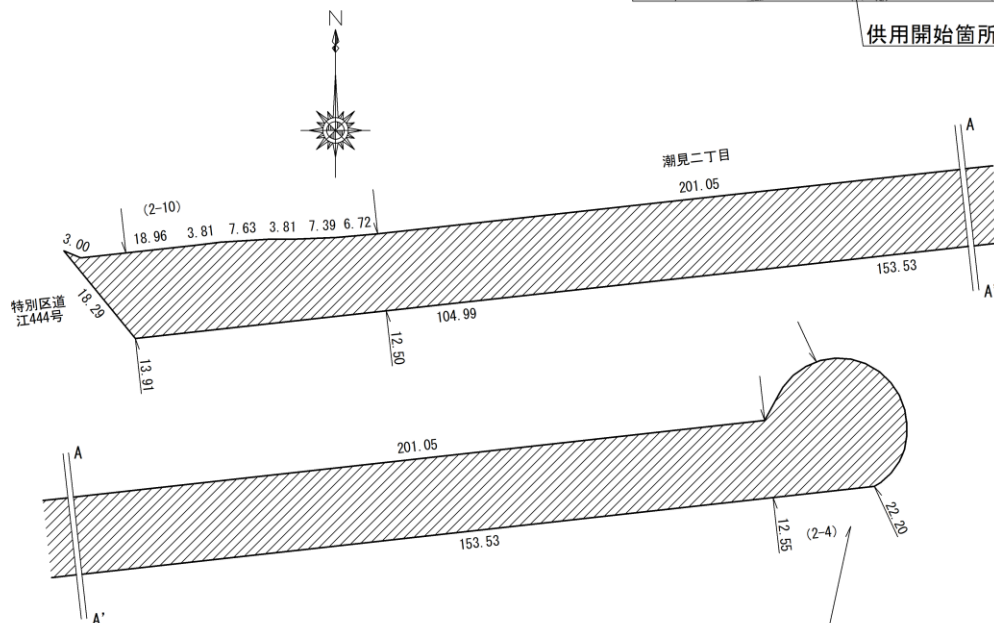


供用開始箇所

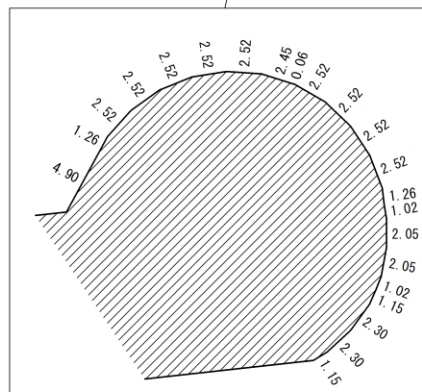
延 長 2 6 9 . 5 8メートル
 幅 員 1 2 . 5 0メートルから
 2 2 . 2 0メートル
 面 積 3 5 4 9 . 2 6平方メートル



供用開始箇所



※ 数字はメートル
 ※ ()内は地番



◎江東区告示第23号

下記事件につき、令和6年第1回江東区議会臨時会を1月29日に招集する。

令和6年1月22日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 江東区監査委員選任同意方について

◎江東区告示第24号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和6年1月22日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定に基づき、下記のとおり指定納付受託者より登記住所変更の届出を受理したため、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和6年2月1日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 指定納付受託者の名称及び代表者の氏名
名称 株式会社トラストバンク
代表取締役 川村 憲一
- 2 変更の内容
登記住所の変更
旧住所 東京都渋谷区渋谷二丁目24番1号
新住所 東京都品川区上大崎三丁目1番1号
- 3 変更年月日
令和6年1月16日

◎江東区告示第41号

特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65

号。以下「法」という。）第58条の6第1項の規定による確認の辞退があったため、法第58条の11第2号の規定により下記のとおり告示する。

令和6年2月5日

江東区長 大久保 朋 果
記

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設名	所在地	辞退年月日	施設等の種類
株式会社 育志.	保育園 あっぷるキッズ西大島園	江東区大島四丁目3番6号1st App1e1F	令和6年1月21日	認可外保育施設

告 示 (教)

◎江東区教育委員会告示第 1 号

江東区文化財保護条例 (昭和 55 年 10 月江東区条例第 32 号) 第 10 条の規定に基づき、下記について江東区指定文化財に指定する。

令和 6 年 1 月 10 日

江東区教育委員会委員会
記

指定内容の変更

1 江東区有形文化財 (建造物)

- | | |
|-------------|---------------|
| (1) 旧渋沢家住宅 | 潮見 2 - 8 - 20 |
| (変更前名称) | (変更前住所) |
| 旧渋沢家住宅 (部材) | 木場 2 - 15 - 3 |
| | 清水建設東京工場 |

◎江東区教育委員会告示第 2 号

下記により、令和 6 年第 1 回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和 6 年 1 月 23 日

江東区教育委員会委員会
教育長 本多 健一郎
記

- 1 日時 令和 6 年 1 月 26 日 (金)
午前 10 時
- 2 場所 江東区役所
- 3 報告事項
 - (1) 令和 5 年度文部科学大臣優秀教職員表彰について ほか

区 議 会

◎区議会議決事項 (令和 6 年第 1 回臨時会)

1 月 29 日、会期 1 日で開会した令和 6 年第 1 回江東区議会臨時会において、別記の事項を議決した。

1 選任の同意 (区長提出)

議案第 1 号 江東区監査委員選任同意方について

(釧先 美彦)

(1 月 29 日同意)